

日本航空ジャカルタ発成田行き特別便（25日）にご搭乗予定の皆様へ

令和3年7月24日（総21第112号）

在デンパサール日本国総領事館

※在インドネシア日本国大使館より、以下のお知らせが発出されましたので、お知らせいたします。

※本件に関する問い合わせは、在インドネシア日本国大使館までお願いします。（HP：[https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)）

2021年7月24日

1. 19日付領事メールにて、7月25日のジャカルタ発成田行きの特別便にご搭乗予定の方につきましては、誓約書の携行につきお願いを致しておりますが、運航日が近づいてまいりましたので、今一度ご案内させていただきます。

同便に搭乗予定の方は、

（1）居所や交通手段の確定情報が漏れなく記入された誓約書（企業・団体用のもの）

（注：予約の際に必要とされた外務省印が押されたものではありません。）

（2）対象者リスト（注：一企業につき複数名が搭乗する場合。）

（3）居所や交通手段の確定情報が漏れなく記入された個人用誓約書（注：一人一通）

（※上記いずれも、航空券予約確定後に外務省宛にメールで提出するもの。）

を、日本への入国の際に成田空港検疫に提示する必要がありますので、出発前に必ず印刷して持参するようお願いします。これらの誓約書については、スカルノ・ハッタ空港にて、当館館員にて、皆様が携行していることを確認予定です。また、上記（1）

（2）については、出発前に早急に外務省宛（[ryouan2@mofa.go.jp](mailto:ryouan2@mofa.go.jp)）に提出願います。

2. 上記誓約書をご持参されない場合、空港検疫での確認作業等に多くの時間を要し、円滑な検疫の実施や帰国された方々の待機施設への移動に支障をきたす恐れがありますので、皆様のご協力方宜しくお願いいたします。